



あなたの  
罹災証明書で  
使える制度を  
チェック！

# 支援制度一覧表

2026年4月30日版 制作：弁護士 永野 海

- ★ それぞれの制度等の適用や実施が必要
- 原則、災害救助法の適用が必要
- 原則、被災者生活再建支援法の適用が必要

被災者支援情報  
さばーとペーじ  
「ひさば」



	被災直後(無理をしない)			住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金			その他の支援																		
	専門家への相談	★ 自治体による土砂撤去	火災・地震保険共済等の確認	● 応急修理制度(2026年基準)	● 応急仮設住宅	★ 公費解体	★ 災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		● 義援金	★ 災害弔慰金	★ 自治体独自の支援金・補助金	社会福祉協議会の貸付	災害復興住宅融資	災害復興住宅融資の高齢者返済特例	● 災害救護資金貸付	● 被災ローン減免制度	雑損控除	その他														
全壊	困りごととは遠慮せず相談を	自治体により時期や内容に違いがある	水災補償の加入や金額も確認する	75.7万円	○	○	○	100万円	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円	義援金配分委員会が配分方法を決定	避難中の災害関連死の申請も忘れずに	定期的に自治体からの情報をチェックする	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付がある	住宅金融支援機構が行う住宅再建用の融資	60歳以上なら返済が利息のみの特例措置も	最大350万円	住宅ローン等個人のローンが減免される制度	災害による損害を所得から控除(確定申告が必要)	その他の支援制度は内閣府のウェブサイトを確認														
半壊など+建物解体																																	
大規模半壊																				50万円	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円												
中規模半壊				75.7万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4																										
半壊																																	
準半壊				36.7万円																													
一部損壊(床下浸水も)																																	
長期避難世帯※1						△ ※4	100万円	上記全壊と同じ支援金			※5					△ ※6																	

※1 災害の危険が継続するなど長期にわたって住むことができないと都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で全壊扱いになる。

※2 大規模災害では、半壊以上の世帯や、二次災害の危険・ライフラインの停止などで自宅から長期避難が必要な方の入居の可能性もある。

※3 特定非常災害等では、半壊以上の建物も公費解体の対象になることがある。修理か解体かは焦らず検討を。

※4 大規模な災害では、全壊だけでなく半壊以上の方なども入居できることがある。入居には収入等の条件あり。家賃は必要。

※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度の障害がある。入居には収入等の条件あり。家賃は必要。

※6 世帯主の1ヶ月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でも、それぞれ150万円まで借り入れが可能。

その他の支援  
内閣府

